

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇五七号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 長崎県諫早市西栄田四四四ノ九

坂口美香 外千四百四十九名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇五八号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 福岡県太宰府市観世音寺六ノ一〇

ノ一〇 西森宗親 外千四百四十
九名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇五九号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 札幌市手稲区星置二条二ノ三ノ二

一 佐藤満里子 外千四百四十九
名
紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六〇号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 鹿児島市明和五ノ二三ノ六

さだみ 外千四百四十九名
紹介議員 藤清 弘君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六一号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 熊本県荒尾市荒尾二、一三〇ノ一

中川貴美子 外千四百四十九名
紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六二号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 石川県金沢市西泉三ノ二八

中橋 裕子 外千八百七十七名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六三号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町一、六三九ノ

二五 北野功 外千四百四十九名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六四号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 福岡県大川市浜口九六八ノ一四

古賀チツ子 外千四百四十九名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六五号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 岩手県釜石市定内町四ノ九ノ一四

木村清 外千四百四十九名
紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六六号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市狭山五ノ二、二

四七ノ三ノDノ三〇五 長谷川和
子 外千四百四十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六七号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 大分県大野郡朝地町池田七三八

矢野林治 外千四百四十九名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇六八号 平成八年四月九日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市高田町一五一ノ四

松隈和光 外千四百四十九名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第一〇七八号 平成八年四月九日受理

障害者の介護施設の拡充に関する請願

請願者 札幌市北区北二十三条西九ノ一

二一 佐藤保洋 外二千九百九十
九名
紹介議員 大島 慶久君

「障害者対策に関する新長期計画」の策定と「障害

者基本法」の成立に伴い、厚生省が「障害者保健福

祉施策推進本部」を設置するなど、関係省庁にお

ける障害者施策の改善がこれまでになく進めら

れ、地方自治体においても、独自の「新長期計画」

の策定や「まちづくり条例」の制定などが全国的に

広がっている。障害者の日常的な介護は、親・

家族が担っている場合が多く、介護施設の不十分

さとともに、障害者の重度化・重複化や親の高齢化

改善するために、公的ヘルパーの派遣や緊急一時

保護事業などの在宅施策の拡充や身近に生活施設

を造るなど、いつでもだれでも安心して制度利用

できるようにすることが必要であり、こうしたき

め細かな制度改善こそが介護問題を解決し、障害

者の自立の促進と親・家族負担を軽減する。現

在、政府は、社会保険方式による「介護保険制度」

の導入など、社会保障制度全般の見直しを推し進

めようとしているが、利用者に新たな負担を求め

る見直しでなく、憲法に基づく公的保障を基本と

すべきである。ついては、次の事項について実現

を図られたい。

一、「障害者基本法」の具体的推進と障害者関係

法・制度を抜本的に改正すること。

1 「障害者基本法」に定める「障害者基本計画」

は、数値目標を設定し、年次計画を明らかに

すること。また施策推進に必要な障害者関係

予算を大幅に増額すること。

2 すべての地方自治体で「障害者基本計画」が

策定されるよう指導するとともに、財政的支

援等を強めること。

3 障害者関係法・制度の改正に当たっては、

障害者の自立を促進し、親・家族負担を軽減

三、障害児・者を持つ親・家族の負担軽減に必要な施策を実施すること。

1 親・家族の「健康・介護実態調査」を実施し、実態に応じた負担軽減の施策を具体化する。

2 いつでも利用できる緊急一時保護事業（ショートステイ）、グループホームなどの生活施設の増設など、在宅・施設にかかわる施策を拡充すること。

3 学校五日制に伴う社会教育等の充実を早急に実施すること。

4 障害者の制度利用における親・家族からの費用負担を撤廃すること。

第一〇八二号 平成八年四月十日受理

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県古川市前田町五ノ三七

佐々木三郎 外二千五百六十名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第一〇八三号 平成八年四月十日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願（二通）

請願者 京都市左京区聖護院蓮華蔵町四六

コープ鴨川Bノ一〇六 野口寿美子 外五十六名

紹介議員 水野 誠一君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一〇八九号 平成八年四月十日受理

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県由利郡仁賀保町三森字浜田

一三三 佐藤剛 外二千二百七十九名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障研究所の解散に関する法律案

社会保障研究所の解散に関する法律案

社会保障研究所の解散に関する法律

1 この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 研究所の平成八年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書の作成については、厚生大臣が従前の例により行うものとする。

3 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成八年十二月一日から施行する。

2 社会保障研究所法の廃止（昭和三十九年法律第五十六号）は、廃止する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「社会保障研究所」を削る。

5 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表社会保障研究所の項を削る。

6 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表社会保障研究所の項を削る。

7 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表社会保障研究所の項を削る。

8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第百一十一号中「社会保障研究所」を削る。

平成八年五月一日印刷

平成八年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A